

一般社団法人三重県建築士会 地域貢献活動事業運営規程

平成 26 年 2 月 19 日理事会承認

1. 定 義

地域貢献活動事業とは、建築士が自らの職能、建築士会の場等を通して、地域まちづくり活動を行おうとする者への支援を目的に、地域社会発展に寄与するための一般社団法人三重県建築士会の事業の 1 つである。

2. 目 的

建築士会会員が参画する地域貢献活動を支援し、地域の発展に寄与するために、地域貢献活動助成事業の適正な運営を図ることを目的とする。

3. 事 業

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築士会会員が参画する地域貢献活動に対する財政的支援
- (2) 国・自治体及び関係団体からの建築士会に対しての委託事業、人材派遣等に関連して進められる地域貢献活動に対する活動費助成
- (3) その他、助成を必要と認めた地域貢献活動に対する活動費助成

4. 運 営

地域貢献活動助成事業の運営については、まちづくり委員会の担当とし、必要な業務を行う。適切な助成金支出のために、まちづくり委員会の下に委員会規程第 16 条による地域貢献活動助成評議会を設置し、助成対象、助成金額の決定等を行う。

5. 運営資金

必要な運営資金は、毎年度本会計に予算化し、理事会の承認を得る。

6. 附 則

この規程の設定及び改廃は、まちづくり委員会に諮り理事会の決議による。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程の施行により、社団法人三重県建築士会「みえ地域貢献活動センター」規約（理事会決議）、「みえ地域貢献活動センター委員会」運営規程（総務委員会決議）、「みえ地域貢献活動基金」規程（理事会決議）は廃止する。